

第 1 0 号 議 案

刑 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条
例 の 整 理 等 に 関 す る 条 例

上 記 の 議 案 を 提 出 す る。

令 和 7 年 2 月 1 9 日

提 出 者 新 宿 区 長 吉 住 健 一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理等に関する条例

(新宿区職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 新宿区職員の分限に関する条例（昭和 26 年新宿区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(新宿区職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる新宿区条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 新宿区職員の給与に関する条例（昭和 27 年新宿区条例第 1 号）第 21 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 21 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (2) 新宿区職員の退職手当に関する条例（昭和 33 年新宿区条例第 11 号）第 17 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 18 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 19 条第 1 項第 1 号並びに第 21 条第 4 項
- (3) 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年新宿区条例第 56 号）第 28 条第 3 号及び第 4 号並びに第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号

(新宿区プールの衛生管理に関する条例等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる新宿区条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 新宿区プールの衛生管理に関する条例（昭和 50 年新宿区条例第 7 号）第 9 条
- (2) 新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 2 年新宿区条例第 8 号）第 16 条
- (3) 新宿区行政不服審査会条例（平成 27 年新宿区条例第 50 号）第 20 条
- (4) 新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年新宿区条例第 1 号）附則第 5 項から第 7 項まで
- (5) 新宿区議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年新宿区条例第 20 号）第 53 条から第 55 条まで

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の新宿区条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の新宿区条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「改正前の刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、改正前の刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は改正前の刑法第 16 条に規定する拘留（以下「改正前の拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、改正前の拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の新宿区条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の新宿区条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする改正前の拘留に処せられた者とみなす。

(新宿区職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、次に掲げる新宿区条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- (1) 第2条（第1号に係る部分に限る。）の規定による改正後の新宿区職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）
- (2) 第2条（第2号に係る部分に限る。）の規定による改正後の新宿区職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第3項及び第4項
- (3) 第2条（第3号に係る部分に限る。）の規定による改正後の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）
(経過措置の規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置（次項及び附則第8項に規定するものを除く。）は、新宿区規則及び新宿区教育委員会規則で定める。
- 7 附則第2項から第5項までに定めるもののほか、第1条及び第2条（第1号に係る部分に限る。）の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て新宿区規則で定める。
- 8 附則第2項から第5項までに定めるもののほか、第2条（第3号に係る部分に限る。）の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て新宿区教育委員会規則で定める。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行による刑法（明治40年法律第45号）の改正等に伴い規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要があるため